

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

公 告	ページ
公開抽選による保留地の売払い【建築都市局整備部区画整理課】	5 2

北九州市公告第17号

保留地を次のとおり公開抽選により売り払うので、公告する。

平成24年1月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件
別表のとおり
- 2 公開抽選の申込書等の配布場所等
 - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局整備部区画整理課
電話 093-582-2469
 - (2) 期間 平成24年2月1日から同月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後3時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）
- 3 公開抽選の申込書の受付場所等
 - (1) 場所 第2項第1号の場所と同じ
 - (2) 期間 第2項第2号の期間と同じ
 - (3) 方法 申込書の提出は、持参によるものとする。
- 4 公開抽選の場所等
 - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎14階 141会議室
 - (2) 日時 平成24年2月24日（金）の午前9時から、抽選対象保留地の保留地番号順に行う。
- 5 公開抽選に参加することができる者の資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第2条の規定を準用するものとする。
 - (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者
 - ウ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

エ 法人でその役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

カ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ケ 前記アからクまでのいずれかに掲げる者の依頼を受けて公開抽選に参加しようとする者

6 土地利用の条件

彩りのまち、響きの～くらしの作法（まちづくりガイドライン）～を遵守すること。

7 抽選申込金の納付、返還及び充当

（1） 納付

抽選申込希望者は、申込みの際、抽選申込金として、10万円を市に納付しなければならない。

（2） 返還

抽選申込金は、次に掲げる区分の定めるところにより返還する。ただし、当選者が契約を締結しないときは、抽選申込金は返還しない。

ア 抽選申込有資格決定者（イに掲げる者を除く。）

抽選の日から2週間以内

イ 当選者

契約を締結したとき。

ウ 抽選申込みについて不適格と決定された者

その決定後2週間以内

（3） 充当

当選者の抽選申込金は、契約保証金に充当することができる。

8 契約の締結

当選者は公開抽選結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、北九州市（以下「市」という。）と保留地売買契約を締結しなければならない。

9 契約保証金の納付、返還及び充当

(1) 納付

当選者は、契約締結の際、契約保証金として売買代金の100分の5以上に相当する金額を市に納付しなければならない。

(2) 返還

契約保証金は、売買代金完納後返還する。ただし、契約者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還しない。

(3) 充当

契約保証金は、売買代金に充当することができる。

10 公開抽選の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、抽選は、無効とする。

(1) この公告に示した公開抽選に参加することができる資格のない者が抽選に参加し、当選したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、抽選に際し不正の行為があったとき。

11 公開抽選の中止

(1) 特別の事情がある場合は、抽選を中止し、延期し、又は取り消すことがある。

(2) 前号の場合において、抽選者及び抽選に加わろうとする者が、損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。

12 先着順売払いについて

売払い物件について抽選申込希望者がいないときは、平成24年2月27日の午前9時から先着順に申請を受け付け、随意契約により売り払う。また当選者が契約を締結しないときは、その事実が確定した日の翌日の午前9時から先着順に申請を受け付け、随意契約により売り払う。

13 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 申込みの無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、申込みは無効とする。

ア 著しく信義に反する行為があった場合

イ 申込受付期間を過ぎて書類が提出された場合

ウ 書類に虚偽の記載があった場合

エ その他公募分譲の手引き等に違反すると認められた場合

(3) 詳細は、公募分譲の手引き等による。

- (4) この公告に係る保留地の売払いを担当する部局の名称及び所在地等
 北九州市建築都市局整備部区画整理課
 北九州市小倉北区城内1番1号
 電話 093-582-2469

別表

番号	保留地番号 (所在)	地積 (㎡)	価格 (円)
1	保留地第47-1号(八幡 西区大字本城7街区3- 1)	330.88	14,955,776
2	保留地第47-2号(八幡 西区大字本城7街区3- 2)	335.80	15,480,380
3	保留地第48-1号(八幡 西区大字本城8街区4- 1)	230.74	10,337,152
4	保留地第48-2号(八幡 西区大字本城8街区4- 2)	230.74	10,337,152
5	保留地第48-3号(八幡 西区大字本城8街区4- 3)	254.21	10,829,346
6	保留地第48-4号(八幡 西区大字本城8街区4- 4)	268.13	9,733,119
7	保留地第48-5号(八幡 西区大字本城8街区4- 5)	279.47	12,017,210
8	保留地第48-6号(八幡 西区大字本城8街区4- 6)	227.70	10,200,960

9	保留地第48-7号(八幡 西区大字本城8街区4- 7)	227.70	10,200,960
10	保留地第48-8号(八幡 西区大字本城8街区4- 8)	268.13	9,599,054
11	保留地第75-1号(若松 区大字塩屋90街区1- 1)	286.00	14,014,000
12	保留地第75-2号(若松 区大字塩屋90街区1- 2)	286.00	12,498,200
13	保留地第75-3号(若松 区大字塩屋90街区1- 3)	286.00	12,498,200
14	保留地第75-4号(若松 区大字塩屋90街区1- 4)	286.00	12,498,200
15	保留地第75-5号(若松 区大字塩屋90街区1- 5)	286.00	12,498,200
16	保留地第75-6号(若松 区大字塩屋90街区1- 6)	286.00	13,728,000
17	保留地第75-7号(若松 区大字塩屋90街区1- 7)	286.00	13,728,000
18	保留地第75-8号(若松 区大字塩屋90街区1- 8)	286.00	13,728,000
19	保留地第75-9号(若松 区大字塩屋90街区1- 9)	286.00	13,728,000
20	保留地第75-10号(若	290.97	14,373,918

	松区大字塩屋 9 0 街区 1 - 1 0)		
2 1	保留地第 8 7 - 1 号 (若松区大字塩屋 5 1 街区 1 - 1)	2 3 2 . 5 1	9 , 7 1 8 , 9 1 8
2 2	保留地第 8 7 - 2 号 (若松区大字塩屋 5 1 街区 1 - 2)	2 3 4 . 2 8	9 , 9 1 0 , 0 4 4
2 3	保留地第 8 8 - 1 号 (若松区大字塩屋 5 1 街区 1 0 - 1)	2 8 2 . 1 0	1 3 , 1 1 7 , 6 5 0
2 4	保留地第 8 8 - 2 号 (若松区大字塩屋 5 1 街区 1 0 - 2)	2 8 2 . 7 0	1 3 , 9 6 5 , 3 8 0